

石 建 都 第 253 号

令 和 2 年 7 月 30 日

通知者 沖縄防衛局長 田中利則 様

石垣市長 中 山 義 隆



行為通知の協議終了について（通知）

石垣市平得大俣1273番地182、403、404及び405 における行為通知（受理日：令和2年3月26日／受付日：令和2年3月26日）について、下記の意見を付して協議の終了を通知します。

記

当該計画の実施にあたっては、引き続き景観法の趣旨に沿うよう図るとともに、周辺の自然風景に調和するよう擁壁の壁面緑化や高木を植栽するなど、良好な景観形成に努めること。

令和2年度第1回石垣市景観形成審議会 発言記録

日 時	令和2年7月14日（火）9：30～12：00
場 所	結い ^{くくろ} 心センター 2階 第1、第2研修室 （石垣市福祉避難所兼ふれあい交流施設）
出席者	<p>【委員】</p> <p>学識経験者 仲山 久紀 “ 池田 孝之 関係団体 米盛 博明 （八重山建設産業団体連合会） “ 黒島 一博 （石垣市観光交流協会） “ 遠藤 義夫 （沖縄県造園建設業協会 八重山支部） “ 新城 浩健 （石垣市自主防災会連絡協議会） “ 黒石 高子 （石垣市婦人連合会） 関係機関 山本以智人 （環境省沖縄奄美自然環境事務所 石垣自然保護官事務所） “ 呉屋 則行 （八重山土木事務所） 公募市民 崎原 秀樹 “ 西川 立子</p> <p>【事務局】</p> <p>都市建設課長 宮良 直好 課長補佐 新良 卓也 田盛 拓也 喜舎場広和 新崎 善規</p>
欠席者	<p>【委員】</p> <p>学識経験者 石垣 博孝</p>

発信者	会次第項目 1. 委嘱状交付 ～ 5. 概要説明
事務局	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>定刻の9時半となりましたので、進めて行きたいと思います。</p> <p>都市建設課の課長をしております、宮良と申します。</p> <p>本日はどうぞよろしく申し上げます。</p> <p>本日は、ご多忙の中、石垣市景観形成審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>皆様におかれましては、本日、委員として委嘱をさせていただきました。本来であれば、石垣市長の方から直接委嘱状を交付するところではございますが、昨今の密接の回避のため、省略し、委嘱状をそれぞれの机の上にお配りしております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>開会の前に、委員の欠席について、ご報告いたします。</p> <p>石垣博孝委員につきまして、事前に欠席の連絡を受けております。したがって、本日は、審議会委員定数12名中、11名の委員にご出席いただいておりますので、石垣市風景づくり条例施行規則第16条第2項の規定に基づき、審議会の成立をご報告いたします。</p> <p>それでは、これより開会いたします。よろしく申し上げます。</p> <p>今回、石垣市景観形成審議会委員を更新し、最初の会議となりますので、現在、審議会会長、副会長が未選出となっております。</p> <p>まずはじめに、会長を選出いたします。</p> <p>会長につきましては、委員の互選となっておりますが、どなたか会長への立候補はございますでしょうか。</p> <p>無ければ、事務局の腹案を提案してもよろしいでしょうか。</p>
委員各位	はい。
事務局	<p>事務局より腹案として、前期より会長を務めております仲山委員に、引き続きお引き受けいただくことを提案いたします。</p> <p>皆様いかがでしょうか。</p>

委員各位	異議なし。
事務局	<p>ありがとうございます。会長に仲山委員が選任されました。</p> <p>続きまして、副会長の選出となります。会長同様、互選となりますが、副会長への立候補はございますでしょうか。</p> <p>無ければ、事務局の腹案を提案してもよろしいでしょうか。</p>
委員各位	はい。
事務局	事務局より腹案として、池田委員を提案いたします。委員の皆様いかがでしょうか。
委員各位	異議なし。
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>副会長に池田委員が選任されました。</p> <p>それでは、仲山会長は席を移動していただき、ひと言ごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>ただいま会長を拝命させていただきました、仲山久紀と申します。</p> <p>初めてお会いする方もいらっしゃると思いますが、前期から当審議会の会長を務めさせていただいております。皆様のご協力のもと会の進行等に務めてきたところでございます。また、今回会長を拝命させていただくということで、至らない部分もあるかとは思いますが、皆様のご協力よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>仲山会長、ありがとうございました。</p> <p>これより先の議事進行につきましては、仲山会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは会次第に沿って進めてまいります。</p> <p>概要説明のほうを事務局からお願いします。</p>
事務局	～ 概要説明 ～

会長	<p>ありがとうございました。続きまして、現地視察となります。 早速出発いたしますので、移動をお願いします。</p>
	<p>会次第項目 6. 現地視察</p>
	<p>結い心センター ～ 平得大俣 ～ 結い心センター</p>
発信者	<p>会次第項目 7. 説明・質疑応答</p>
会長	<p>大変暑い中、皆様お疲れ様でした。 それでは、事業者より、今回の計画に係る説明をお願いしたいと思います。 事業者の入室を認めます。</p> <p>それでは、本事業に係る内容について説明をお願いします。</p>
事業者（防衛局）	<p>今般提出しました、行為通知書の概要について説明させていただきます。</p> <p>～ 説明 ～</p> <p>概要の説明としては、以上となります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 それでは質疑に入りたいと思います。 質問等ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>高さが13mを超えて約16mとなる根拠、説明がもう少し欲しいです。 この施設は公的な施設とみなすことができるので、機能上必要であれば、超えることはやむを得ない、という判断がどこの市町村でもあります。 この建物は車両の整備ということですが、高さが16mになる</p>

<p>事業者（防衛局）</p>	<p>という理由と、階高について、断面図をみると構造的には3層構造に見えますが、階高がそれぞれ5200とか、5000、上のほうは4000、その階高がどうしても必要なのか。</p> <p>おそらく、車両の大きさとか、高さとか、整備するための工作物、例えばクレーンなどの機械に必要なとか、そのような話かと思うのですが、機能上どうしても高さが必要だというその説明をしていただけないでしょうか。</p> <p>～ 説明 ～</p>
<p>委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>委員</p>	<p>今回景観的なもので審議会やっているということなんですけども、計画の建物の高さが16mということで、基準の13mを超えるというところで、景観的にどのような形で計画上配慮されたのか、建物についてです。それと、道路からの見え方はどうなっているのか。たぶん稜線を分断しないような計画をなされていると思いますが、その辺の考え方をお願いします。</p>
<p>事業者（防衛局）</p>	<p>補足説明資料を配らせてください。</p> <p>配置の考え方といたしましては、高さが高い建物となりますので、それを出来る限り山側に配置しまして、稜線に影響の少ないように配置しております。</p> <p>今お配りしました資料で、代表的な2点の見え方を示しています。1枚目で、南の方をA地点、右の方をB地点として、南側の農道と東側の県道からの見え方を示しております。</p> <p>また、2枚目において具体的に人の目線からの仰角を考え、どのように見えるかというのを示しております。</p> <p>南側のA地点からは、まず目の前に見えるのが擁壁でございます。そこから次に見えるのが車両整備場B、車両整備場Aという順番になります。擁壁のところはツタ類で緑化します。</p> <p>B地点からは、まず最初に見えるのはこちらも擁壁になります。その後、隊庁舎Bが見えまして、その後ろに車両整備場Aが見える配置になっております。こちらも擁壁に視線があたって、後ろが見えないということになっております。こちらの擁壁もツタ類での緑化を考えております。以上です。</p>

委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>車から見たときにクレーンが見えました。視点場を2点で検討しておりますが、例えば交差点からの視点場ではどのような感じか、もう少し引いた視点場となりますが。</p>
事業者（防衛局）	<p>手元に資料はございませんが、先に火薬庫のほうが、4mぐらいの高さがございますので、そちらのほうが見えることになると思います。</p>
委員	<p>まだ検討中ということで、石垣市さんにでも再度提出するなりの検討をお願いします。</p>
事業者（防衛局）	<p>わかりました。</p>
委員	<p>今の見え方に関連して、バナナ岳、バナナ公園からこの部分について、見ることはできますか。</p>
事業者（防衛局）	<p>バナナ公園の展望台から見えることは見えますが、遠いです。</p>
委員	<p>バナナ公園には一般の利用者が多くいるところですので、そちらからの視点も配慮いただけると良いのかなと思いました。</p> <p>植栽で目隠しをするという計画ということなんですけど、バナナ岳方面には特に植栽等が無いようですので、できればそちらのほうにも配慮していただけると良いのかなと思いました。</p>
事業者（防衛局）	<p>検討させていただきます。</p>
委員	<p>あと一点、法面の緑化に使われる植物はどのようなものを考えられていますか。</p>
事業者（防衛局）	<p>火薬庫の法面のことでしょうか。</p>
委員	<p>いえ擁壁とか。</p>
事業者（防衛局）	<p>擁壁のツタの種類ということでしょうか。</p>

委員	はい。景観とは少し違うかもしれませんが、特定外来生物、いわゆる繁殖力の強い、他地域から持ってきた植物だと、在来の植物が負けてしまい広がってしまう可能性がありますので、出来る限り在来の植物を使って頂きたいというのと、工事の土砂と一緒に外来の植物が入らないように注意していただきたいと思います。
事業者（防衛局）	注意します。
委員	資料の4ページのほうで、先ほど説明していただいたのですが、建物の色ですね、彩色。この色を使うということによろしいですか。
事業者（防衛局）	はい。
委員	今回のものに関しては、彩色等については、自然風景を阻害せず周辺環境に調和した十分な配慮が求められます、と書いてありますよね。この色を選んだ根拠などあるのでしょうか。
事業者（防衛局）	こちらのほうは、風景計画のほうで建物の外壁の数値の基準がございまして、その中で有彩色についてはYもしくはYRとし、彩度は2以下、明度は8以上ということが基準で決められておりますので、その範囲内で外壁の色を決めました。
委員	これは隊庁舎であるとか、厚生施設であるとか、他のものもこの色で統一されるのですか。
事業者（防衛局）	はい。外壁にはその色を使い、一部赤瓦を使うという形になります。
委員	<p>植栽の高木をたくさん予定しているのですが、今我々造園業界、客土が不足しております。切土した土とか、現場の状況を見ると土が非常に悪いです。</p> <p>できれば、今のうちにいい土が出てきたときに、どこかへ保管して植栽用に使うような手立てをしていたほうがいいかなと思います。穴を掘ったときに、木の根が出にくいような土なんですね。そのような土が出てくる可能性が高いです。岩盤がありますから。そういう悪い土に木を植えても育ちませんから。</p>

事業者（防衛局）	<p>できれば、今のうちに、見た目でもいいですので、植栽用に使えるな、という土があったら、保管していたほうがいいと思います。</p> <p>検討してまいります。</p>
委員	<p>高木植栽についてなのですが、南側については擁壁があると思うのですが、擁壁の技術的なもので、建物建ててはいけませんよ、という勾配があると思うのですが、その範囲での植栽は、それに影響するのでは無いかなど。どうしても摩擦劣化とかがありますので位置的に。配置の再検討する必要があるのでは無いかと考えているのですが。</p>
事業者（防衛局）	<p>ご指摘いただいた点につきましては、擁壁の上というのは、こちら補強擁壁という役割がございますので、植栽のほうは出来ない、というところで、現状といたしましては、擁壁から15m離れた位置に植栽するような計画をしております。</p>
委員	<p>A地点、B地点の視点の絵があり、人の視線から見えないという絵がございますが、人の高さ、身長はどれぐらいですか。高い人もいれば低い人もいますので。</p>
事業者（防衛局）	<p>今手元に資料がございません。</p>
委員	<p>さきほど、視点場から先に見えるのは擁壁ということであり、擁壁のすぐ上には植栽できない、とのことですが、どこに植栽はあるのですか。庁舎がある側になりますか。</p>
事業者（防衛局）	<p>そうですね。擁壁自体を緑化します。</p>
委員	<p>木の高さは擁壁より高くなりませんか。擁壁の高さはどれぐらいですか。</p>
事業者（防衛局）	<p>おおよそ5mくらい。</p>
委員	<p>ということであれば、擁壁の前に5mぐらいの木が植栽されれば、もっと、見えにくくなるのでは。木の高さの想定はありますか。</p>

事業者（防衛局）	敷地側の高木は、3mぐらいの高さになります。
委員	擁壁が5mだとすると、見えることになる。
事業者（防衛局）	擁壁をつくって、擁壁より上に3mぐらいの高さの木を設置することを予定しています。
委員	擁壁の上にはですか。
事業者（防衛局）	はい。
委員	車両整備場側ということですか。
事業者（防衛局）	はい、そうです。
委員	では、擁壁はそのまま見えている、ということですね。
事業者（防衛局）	擁壁については、ツタ類を使って緑化をする計画です。
委員	擁壁そのものはツタで這わせて、その上に3m程度の木を植栽するということですか。
事業者（防衛局）	はい、そうです。
委員	わかりました。
委員	現場のほうでも聞いてもおりますが、擁壁は壁面緑化をする、と。資料の2ページ目、配置図がございしますが、この図でいう黄色のところですね。 北側のほうは現場のほうで聞いて分かったのですが、実は、南側にも細い黄色の線がありますよね。 ここの部分の擁壁が緑化されるのかどうか、というところですね。全体のバランスを見たときに、今高さが13m超えた、超えないという話になっておりますが、遠くから見たときにほとんど目立たない。何が大事かという、背後の北側のほうにある丘陵地、斜面地、

	<p>いわゆる南のほうから北を見て、建物全体を含めた地域が丘陵地も含めて馴染んでいるかどうかがとても重要な視点になってくる。そのときに13mを超えた16mがどれだけ馴染むかどうかというのは、3mの差は距離も遠いのでほとんど目立たない。</p> <p>何が大事かという、やはり緑化なんですね。ですので、北側の擁壁については是非。そして南側の擁壁もかなり重要なものになってくる。ここの壁面の緑化は是非して頂きたい、というのが一つ。</p> <p>もうひとつ、高木なのですが、高い木を植えることが、この全体を非常に良くするので、この図面を見る限り、南側よりの、下のほうにずっと列植してありますね。広場の下の駐車場のところかと思いますが、これと同じようなことを火薬庫の南側に出来ないでしょうか。今火薬庫のところには、点々とポツポツとあります。これはこれでいいのですが、南側に寄せて列植できると、擁壁の緑化と高木と、相当な緑化が遠くからみてでてきます。そうすると施設全体が、後ろの丘陵地を含めて非常に馴染んでいるという印象を受けることとなります。</p> <p>高木はすぐには育ちませんが、今選んでいる樹木はいずれも時間がたてば非常に高木になりますから、是非南側に列植するような配置をしていただけたら良いと思います。</p>
事業者（防衛局）	<p>まず、一点目の南側の擁壁の緑化につきましては、こちらのほうもツタ類での緑化を計画しております。</p> <p>火薬庫付近の高木につきましては、擁壁の安定性を確保するために15m離して計画しておりまして、擁壁から15m離れた一番南側に配置しています。ここは最大限南に配置した木の位置ということになります。</p>
委員	<p>火薬庫の機能とかいうところもあって、高木になると根がうんと張ってきますから、火薬庫のほうに影響があったり、おそらくそのことも懸念しているのではないのかなと思います。</p> <p>ただ、そのあたりは是非考えながら、主旨は、この南側に列植するような、なるべく本数を増やして欲しいという工夫ですよ、その工夫を是非。一直線じゃなくてもいいんですよ。横にずっと列植できるような工夫を考えていただきたい。</p> <p>根っこについても、専門の方もいますけど、直根的な木と、横に張る木がありますから、直根性のものだとそんなに横に影響は出ない</p>

	<p>と思いますから、樹種を選びながらやっていると、かえって変化のついた列植が可能かもしれません。そのあたりはご相談しながらだといいかもしれません。</p>
<p>委員</p>	<p>火薬庫の付近ですが、例えばガジュマルなんかですと、表面に根が張っていきますので、建物に影響する可能性があります。樹種は適切に選んだほうがよいと思います。</p> <p>それからもう一つ、気になるのが残地、残地緑地なんですけども、ここは手をつけずにそのままということによろしいですか。</p>
<p>事業者（防衛局）</p>	<p>木の種類については、周りの建物との関係を考慮した上で検討してまいります。</p> <p>残地緑地については、おっしゃるとおり、そのまま残るといった計画になっております。</p>
<p>委員</p>	<p>その間に高木、大きくなる木を植えるとか、そういう予定は無いのですか。</p>
<p>事業者（防衛局）</p>	<p>残地緑地のところにつきましても、ピオトープの南側、医務室の右側に 20 本ぐらい木を配置することを考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>今は、民間の施設や大規模な施設ではエネルギーの関係で、太陽光パネル、風車、いろんなエネルギーの利用を考えるのですが、この施設ではそのようなものを造る予定はないのですか。</p> <p>特に太陽光パネルとかはかなり重要だと思うのですが。景観とも絡んできます。</p>
<p>事業者（防衛局）</p>	<p>この施設につきましては、まだ決定ではないのですが、安定的な電力供給のために商用電力をベースとして考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>今検討中ということで、設置する可能性もあるということですか。太陽光パネル。</p>
<p>事業者（防衛局）</p>	<p>現時点では、ここに記載しております受電所のほうで商用電力を受け入れて、そこから各施設のほうに電力供給を考えております。</p>

委員	太陽光パネルがいけないとか、そういう意味ではまったくありません。奨励されていることでもありますので。ただ、景観上考えた場合、向きが大事なんです。太陽光パネルの反射。それから今太陽光パネルの色も工夫されてきています。色の点、向きを工夫して配慮していただけたらと思います。検討するならですね。
事業者（防衛局）	太陽光パネルを設置することになれば、検討してまいります。
委員	配置計画図の建物の図と実際に出来上がるイメージ図のほうで射撃場の建物のほうが入っていないと思うのですが、実際は、この外側にくっついて射撃場ができるようなイメージでしょうか。
事業者（防衛局）	将来計画として、射撃場を計画しています。
委員	これらの建物が出来上がったあとに出来るかどうかを再検討することになるのですか。
事業者（防衛局）	まずは、この34棟の建物を計画しています。
委員	それでは、将来的な計画？
事業者（防衛局）	はい。ただし、時期的にラップする可能性もあります。
委員	わかりました。
委員	駐車場はどれくらいの広さを予定しているのでしょうか。
事業者（防衛局）	駐車場の数は手元の資料にはありません。資料2枚目の広場の南側に四角が並んでおり、それが駐車場になります。 これが左にも続いたり、木工所のエリアにあったり、倉庫の南側にあったりしています。一箇所に集中して駐車場としている訳ではなく、様々な場所に配置するという考えでございます。
委員	建物に比べると、駐車場が狭いような感じを受けるのですが、狭くなりませんか。

事業者（防衛局）	大丈夫です。
会長	他に質問はよろしいですか。 無ければ質疑を終了したいと思います。 事業者の皆様ありがとうございました。退室をお願いいたします。
発信者	会次第項目 8. 意見聴取
会長	それでは、本件につきまして、皆様のご意見を賜りたいと思います。 何かご意見等ございますでしょうか。ご意見のあるかたは挙手をお願いします。
委員	今日の会議は報道されるのですか。
事務局	予定していません。
委員	会議があったこと自体は公言しても大丈夫ですか。
事務局	問題ありません。
委員	規約上公開の会議なのですか。
事務局	定めが無いので、都度お諮りいただいている状況です。
委員	今後の予定ですが、審議会はまた開かれるのですか。
事務局	将来計画ということで、射撃場のところもあったかと思うのですが、その計画の詳細を我々もまだ確認できていないので、そもそも通知対象なのか、審議会の対象となり得ることなのか、というのは今後の話になってきます。
委員	今回の案件の取扱いですね。 13mから3mを超えていることが一番の議題になっているかと思いますが、質疑応答の中でも言いましたように、機能上必要であればやむを得ないというのはございます。公的な施設ということもありま

	<p>すから。 車両の大きさと車両整備の工作物の高さなど、有用だと聞けましたので、これはやむを得ないという形になるかと思えます。 ただ、通常高さを超えた場合、景観上圧迫感はどうか、周辺にどう影響があるかを考えるのですが、幸い周辺には隣接した集落も家もありませんので、それから、県道からかなり距離もあるので、この3mの差は、圧迫感が出るとかそのような影響はほとんど感じられない。そういう意味では許容できると思えます。ただ、今日皆さんのご意見にもありましたように、この施設がこの地域に馴染むためには、緑化がかなり重要になると思えますので、擁壁には出来る部分の壁面緑化、高木を増やすとかですね、緑化についての工夫、努力は是非していただきたいので、これは事務局に任せるか、審議会の附帯意見として今の意見を付け加えるか、会長の判断になるかもしれませんが、よろしく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>他にご意見はございますでしょうか。 特になければこれまでとしたいと思えます。 皆様から頂いた意見につきましては、審議会の意見として、事務局から事業者へ伝えてください。よろしく願います。 最後に、事務局より連絡事項等があれば願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>～ 連絡事項 ～</p>
<p>会長</p>	<p>暑い中大変お疲れ様でした。 これにて閉会いたします。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">～ 以 上 ～</p>